

コロナ禍で脅かされる

市民社会と私たち

八木巖

コロナ禍のなか、世界そしてアジアの国々の市民社会は大きな課題に直面しています。コロナ感染防止を利用して強権的に市民の民主的活動が制限されてきています。

名古屋NGOセンターはAHI（アジア保健研修所）と共に10月3日に「コロナ禍で脅かされるアジアの市民社会と私たち」というオンライン勉強会を行いました。

この勉強会で私は「日本の市民社会の現状」を担当し、「緊急事態宣言と自粛警察」というテーマ

The screenshot shows a news article with a title in bold. Below the title, there is a map of the Philippines with several locations labeled. The text includes a quote from a witness and details about the date, time, and participants of the meeting. It also provides links for Zoom meeting details and contact information for the organizing NGOs.

で発表をしました。

私の発表は超法規的殺人が問題となっているフィリピン、新型コロナのもとで軍が影響力を行使はじめたというスリランカ、香港の状況の報告の後で行いました。

今は緊急事態宣言のころに比しておちついた対応が社会的になされているように思いますが、現在第三波と称せられる感染拡大の波も来ています。緊急事態宣言が発せられたころを振り返り、私なりに教訓を得たいと思いました。

以下がこの時の私の主な発言内容です。

コロナ禍のなかでの市民社会を委縮させる圧力の日本的な特徴は、政府からだけでなく市民が自ら市民活動の委縮のために行動する、というところにあると思います。たとえば、市民の行動を監視したり、営業活動を妨害したり、感染者を誹謗したりした「自粛警察」があります。

新型コロナに対する私たちの基本的な姿勢はどういうものであるべきでしょうか？ SDGs市民社会ネットワークは3月27日の声明で『社会的距離戦略』に基づく施策は、経済的・社会的活動の自由および移動の自由をはじめ、国民・市民にあまねく認められた憲法上の権利を制約しかねません。これらの施策の導入に際しては、最大限、透明性と公開性を担保し、民主主義と法的手続きを遵守する形で行われる必要があります』としていました。まさにこの考え方方が基本になると思います。

感染拡大抑止の施策には説明責任が伴うし正当な法的手続きを必要となる。しかし、政治（政府・自治体）の側がそのことを明確に認識していたようにみえません。PCR検査数も少なく実態把握もできていないにもかかわらず、「夜の街」をヤリ玉にあげました。休業要請に向かう都職員に警察が同行したり（警察の同行は風営法を根拠にしていて法的に問題）、街角に警察官を立たせたりしていました。まさに別件での脅しです。名古屋では河村市長は消防署員を同行させていましたが、これも同じこと。

緊急事態宣言（外出自粛、休業要請、学校休業など）のもと、感染への不安な心理状況のなかで、同調圧力や従わないものへの攻撃気分が生み出されました。この時に政治の側が「敵」をつくりだしたともいえます。例としてパチンコ店、夜の街。大阪府は4月24日に営業を続けている11のパチンコ店に休業要請をし、営業を続けた場合は店名を公表するとしました。大阪府が休業要請をしたのが14日で、22日までの間に休業要請に応じない施設があるという通報が1100件あり、このなかではパチンコ店が一番多いと府は言っていました。パチンコ店の営業に抗議する人とパチンコ店・客の激高したやりとりがテレビのワイドショーでも流されていました。実はパチンコ店で

のクラスターの発生は把握されていません。またNHKの「クローズアップ現代」ではホストクラブでの感染対策は一番しっかりやられているのにと都の職員が証言していました。感染拡大防止のための「注意喚起」は必要とはいえ、人権を制限したり営業の自由を侵しする施策には根拠と適正な手続き、事後の検証が必要です。それがなされません。(イソジンの効用についてもその後の検証が公表されていませんが)パチンコ店で感染が拡大されているという客観的事実があれば、丁寧に説明しなければなりません。それに「休業要請」であり、強制ではないはずです。こんな時だから何をしても許されるというわけではありません。こんな時だから丁寧さが必要です。同じように感染者接触アプリの導入も個人情報保護や監視ツールへの転用の危険性という点からの指摘がされており、十分な検討はされていません。

排外的な動きもみられました。

さいたま市が備蓄マスクを配布するにあたって市内の埼玉初中級学校幼稚部を配布対象からはずしていたことがわかり、園からの問い合わせに対し、市の担当者は「転売の怖れがある」と答えたそうです。その後、園からの抗議でマスクは配布されました。しかし、その後「いやなら国へ帰れ」「もらったらただじゃおかないと」という電話やメールが相次いだそうです。(中日新聞web)。

また、新型コロナウィルスを特定の国に関連させて呼称してはいけないという国連事務総長が要請し、「チャイナコロナ」「武漢肺炎」はヘイトとして認定されているにも関わらず(正式には新型コロナ感染症 COVIT-19)、麻生太郎財務大臣や山本朋宏前防衛副大臣、また高須克弥氏などはこの言葉を使い続けました。飲食店で「中国人入店禁止」「JAPANESE ONLY」などの看板をかかげた例もみられました。特別定額給付金の支給に外国人をふくめないようにとの一部の議員の発言もありました。

私は「緊急事態宣言」と聞いたときに戒厳令下の関東大震災時の朝鮮人虐殺を想起しました。自警団が出てくるかもと思っていたら、ほんとうに「自肃警察」なるものがあらわれてビックリしました。関東大震災時の教訓は警察や軍という政治・権力の側がデマを肯定したり、虐殺に手をく

だし「敵」・「正義」をつくることで民衆の「暴走」が誘導されたということだと思います。非常ににおいて、政治の側が「敵」を指示するときには民衆が暴走し、憎悪も生み出されるということだと思います。そこまでおおげさにという意見もあるかと思いますが、コロナ禍において国家主義(ナショナリズム) 大衆主義(ポピュリズム)への懸念は日本でもあったということです。

グテーレス国連事務総長が4月23日にメッセージを出しています。「新型コロナウィルス流行を口実として関係のない抑圧的な措置を一部の国が採用する可能性があるとして、今回のパンデミック(世界的な大流行)が人権への危機につながるリスクに警鐘を鳴らした」(4月23日 ロイター)

都民ファーストの会が「新型コロナウィルス感染症対策強化に関する特別措置条例案」をめざしているようです。

- 陽性者が就業制限や外出要請に従わないで他人に感染させた場合。
- 事業者が休業や営業時間短縮の要請に従わないで一定人数以上の感染を生じさせた場合。
- 感染の疑いがある人が正当な理由なく検査を拒否した場合。

5万円以下の過料、となっています。

この条例は新たな差別と「敵」をつくる条例となりうるのではないかと思います。行政が感染させたと認定することができるのでしょうか? この条例案の行方を見していく必要がありそうです。



新型ウイルスを「中国ウイルス」と呼ぶトランプ氏にWHOが反論/Chip Somodevilla/Getty Images

(CNN)世界保健機関(WHO)の緊急対応責任者マイク・ライアン氏は19日までに、新型コロナウイルスを「中国ウイルス」と形容し続けるトランプ米大統領に反論する見解を示した。